

新しい減価償却制度での注意点

平成20年度税制改正では、減価償却資産の耐用年数が、大幅に見直されています。特に、もっとも区分(設備の種類)が多く、利用頻度も高い「機械及び装置」については、「飲食店業用設備」、「倉庫業用設備」のような業種ごとに区分が「大括(くくり)」された結果、従来は390もあった区分が55の区分に簡素化されています。

この改正は平成20年4月1日以後に開始される事業年度より、既存の設備も含めて適用されます。つまり、多くの企業においては、現有する「機械及び装置」に対応する区分を新しい耐用年数表から個別に調べて、新たな耐用年数を適用するという作業が発生するわけです。

このほど国税庁が公表した「耐用年数の見直しに関するQ & A」(下記のアドレス参照)では、新たな耐用年数を適用するにあたって、どのように区分を選択すれば良いのかが解説されています。

まず、「設備の種類」の判定基準では、「基本的には、その設備がどの業種用の設備に該当するかにより判定する」とされています。つまり、ここでいう業種とは、設備を保有、または取得する企業が属する業種ではなく、その「機械及び装置」が主に使われる業種を指すことになります。



たとえば、自動車部品製造業者が、従業員の給食のため厨房設備を購入して工場に設置した例では、「その構成や使用状況が、通常の飲食店業用の設備と同様」であることから、その厨房設備は「飲食店業用設備」に該当し、8年の耐用年数が適用されるということになっています。

そうすると、設備として導入例の多いパソコンはどうなるの?と気になるところです。なぜならパソコンには主に使用する業種というものはありません。

しかし、パソコンは一見「機械及び装置」にも見えますが、実は「器具及び備品」に分類されています。こちらはあまり改正されておらず、パソコンは従来どおり4年(サーバー除く)で償却することができます。

ただし、そのパソコンが「機械及び装置」の制御用として一体となっている場合などは、「機械及び装置」の一部とみなされ、その「機械及び装置」の区分により耐用年数が決まると考えられますので注意してください。

「耐用年数の見直しに関するQ & A」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/7142/index.htm>

ふるさと納税制度がはじまりました！

昨年大きな話題となり、平成20年度税制改正を受け「ふるさと納税」が登場することになりました。早速、女優の広末涼子さんが、出身地の高知県高知市に、ふるさと納税制度に基づく寄付の申し出を行ったと報道されるなど、スタートから約3ヶ月近く経ち、徐々に「ふるさと納税」も注目されはじめています。

ところで、この「ふるさと納税」、そのネーミングだけが一人歩きしていますが、具体的な改正内容を理解している人は意外と少ないようです。

CONTENTS

新しい減価償却制度 での注意点P.1
ふるさと納税制度P.1
信託を活用した事業承継P.2
環境に優しい生活とは?P.3
経営分析シートで自社の 経営力を見る P.3
「政管健保」から「協会健保」へP.4
ビジネスにおける「メール」と「マネー」P.5
厚生年金保険料率の変更P.6
労働保険の納期限延長(2期)P.6
基礎から学ぶ投資信託P.6
ASAK経営実践セミナーの ご案内P.7
9月度の税務スケジュールP.7
今月の名言録P.8

この「ふるさと納税」、なにが新しいかという点、個人住民税における寄付金税制が大幅に変わったことです。具体的には、控除対象の拡充と控除額の拡大です。

控除対象については、従来からの寄付金税制を一部拡大し、都道府県または市町村が「条例」によって寄付金税制の対象となる寄付金を指定できるようにしました(地方税法37条の2第1項3号、314条の7第1項3号)。つまり、この部分のみが拡大された内容です。

もう一方の控除額拡充が、今回の「ふるさと納税」の大きな目玉です。

具体的には、下記の項目が変更されています。是非この機会に、自分の故郷やこれかと思う市町村に納税してみるのも、納税者としての意思を反映させる意味でもいいかもしれませんね。

	従来	改正内容
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄付金 × 税率	道府県民税 4% 市町村民税 6%
適用下限額	100千円	5千円
適用対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%



信託を活用した事業承継

中小企業が事業を承継する場合に、相続税の対策はもちろん、後継者に株式を集中させてスムーズな会社運営ができる体制を構築することが大切です。

そこでひとつの方法として、信託を活用した事業承継についてご紹介します。

たとえば、事業主が自社株式を生前に遺言信託しておけば、後継者は事業主が死亡した時に同時に株式を相続できることになるため、経営の空白期間をつくることの防止や、後継者に兄弟姉妹がいる場合の株式分散も事前に防止することができるというものです。

つまり、株式の議決権行使の権利を一括集中させることができるため、一般的に行われている株主総会での特別決議や種類株式の発行は不要になります。

詳細については、弊所までお問い合わせください。



One Point

金券ショップで印紙などを購入した場合の消費税の取扱い

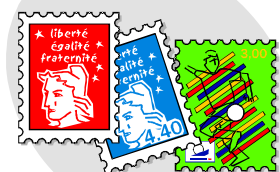
経費削減のため、金券ショップから収入印紙や郵便切手、商品券などを購入している企業は少なくないでしょう。このような場合、少し消費税の処理に注意する必要があります。

たとえば、郵便局で収入印紙を購入した場合、その購入代金にかかる消費税は非課税です。しかし、金券ショップで収入印紙を購入した場合は課税取引となり、仕入れ税額控除することができます。これは、消費税が非課税となる「印紙」や「郵便切手」とは、「郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所」から購入されたものに限られることになっているからです(消費税法基本通達6-4-1)。

では、コンビニで収入印紙を買った場合はどうでしょう。収入印紙を販売しているコンビニの大半は郵便切手類販売所となっています。したがって、コンビニで購入した収入印紙は非課税と考えて良いでしょう。

同様に、金券ショップで郵便切手を購入した場合も消費税の課税取引となります。

それでは、金券ショップで商品券を購入した場合も課税取引として、仕入れ税額控除できるのかという点と違いますが、商品券の譲渡は土地や有価証券の譲渡と同様に、それ自身が非課税となる取引だからです。収入印紙や郵便切手のように購入場所を特定されていないので、どこで購入しても非課税となるわけです。



環境に優しい生活とは？



< 温暖化で本当に世界は水浸しになるのか？ >

温暖化の話題になると必ず取り上げられるのが、北極、南極の氷が解けて海水面が上がるという話です。一見もっともに思えますが、誤った認識があります。

まず、北極の氷のほとんどは海に浮いています。海に浮いている氷はアルキメデスの原理によって、解けても凍っても海水面は変わりません。また、南極の氷は気温が暖かくなると少し増えます。少し奇妙に思えるかもしれませんが、南極の周囲の海が暖かくなると、海から立ち上がった蒸気が南極大陸の中心部に雪となって降るので氷が増えるのです。このように、北極南極の氷はそれほど心配したことはないのですが、アルプスなどの氷河が溶けたら大丈夫なのでしょうか？これも海の膨大な広さに比べたら少量で問題はないとされています。

最後に、一番議論になり人によって意見が違うのがグリーンランドの氷です。ゴア元副大統領が『不都合な真実』と言う映画の中で「海水面が6メートル上がる」と取り上げて話題になりました。ただ、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、グリーンランドの氷が解けるのに数千年かかると報告していますので、映画の中で近い将来に水面が上昇すると言うのは危険を煽りすぎているといえるのではないのでしょうか。

それでは実際に温暖化の影響で日本の海水面がどのくらい上がるかという、約10センチくらいとされています。温暖化で海水面が上がるのは、熱で膨張するからです。ただ、季節によっても海水面の高さは変わっています。日本では、海水の温度が上がる夏は冬に比べて40センチは上がります。また、台風がくると低気圧になりますので海水が膨張します。ときには数十センチにもなります。普段からこれだけ海水面が上下していても、私たちの生活に支障はありませんので冷静に受け止めるべきではないのでしょうか。

ただ、マスコミは視聴者を驚かせないと視聴率がとれないので事実と違うことを取り上げることがあります。その一例がツバルという南太平洋に浮かぶ小さな珊瑚礁の島国です。この地域の海水面の測定は、ハワイ大学が行っています。ここの記録では海水面の上昇は5センチとされていますが、実際に映像で流される水浸しのツバルの街はなぜでしょうか。その一つの原因は地盤沈下とされています。第二次世界大戦当時にアメリカ軍が飛行場建設のために、急ごしらえの飛行場をブルドーザーで整地したところで顕著なようです。日本でも地盤沈下で数メートル海水面が上がっているところが有るのですが、先進工業国のため克服してきました。ですがツバルのような国ではそうはいかない現実があります。

(「偽善エコロジー」武田邦彦 著より)

経営分析シートで自社の経営力を見る

< 「付加価値」を大まかにつかむ > 限界利益率を分析してみましょう！

手順1 変動コストを出します

$$\boxed{\text{変動コスト}} = \boxed{\text{売上原価}} + \boxed{\text{売上に比例する販売費}}$$

手順2 限界利益を出します

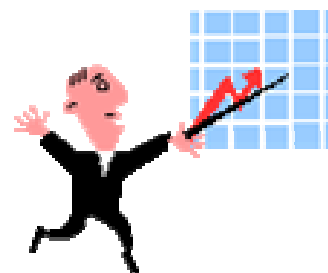
$$\boxed{\text{限界利益}} = \boxed{\text{売上高}} - \boxed{\text{変動コスト}}$$

手順3 限界利益率を出します

$$\boxed{\text{限界利益率}} = \frac{\boxed{\text{限界利益}}}{\boxed{\text{売上高}}} \times 100$$

手順4 業界の平均値と比較してみましょう

建設業平均・・・24.9%	製造業平均・・・31.7%
卸売業平均・・・16.1%	小売業平均・・・26.0%
サービス業平均・・・41.3%	情報通信業平均・・・55.8%
運輸業平均・・・45.8%	不動産業平均・・・30.5%

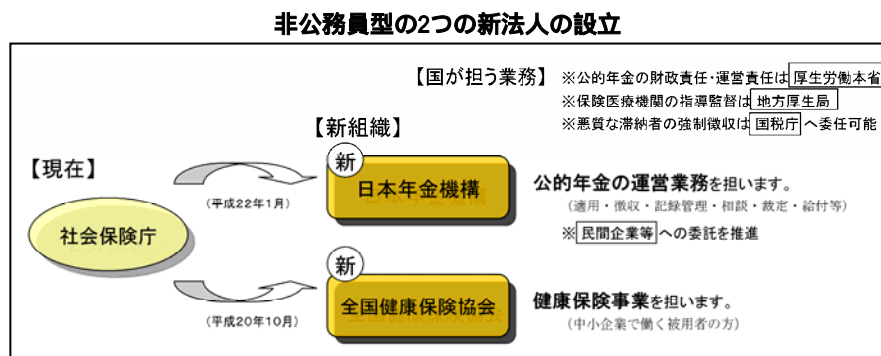


「政管健保」から「協会けんぽ」へ

中小企業等で働く従業員やその家族の方が加入されている健康保険(政府管掌健康保険)は、現在、国(社会保険庁)が運営していますが、平成20年10月1日から、新たに全国健康保険協会が設立され、その協会が運営することになります。

これにともない、この10月からは、新しい健康保険制度になりますが、手続き関係につきましては、ほとんど変更はありません。その簡単な内容につきましては、下記のとおりとなっています。

また、あわせて今後、公的年金については、平成22年1月、新たに日本年金機構を設立し、機構が運営することになっています。



1. 全国健康保険協会の行う業務は？

全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト(診療報酬明細書)の点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施します。

健康保険の加入や保険料の納付の手続きについては、従来と同様、社会保険事務所(社会保険庁)において会社(事業所)を通じて、厚生年金の手続きと合わせて行われます。

2. 被保険者証はどうなるの？

10月1日以降新たに協会けんぽに加入された方や被保険者証の再交付の手続きをされた方には、全国健康保険協会から新たな被保険者証が発行されます。従前から政府管掌健康保険に加入されていた方には、10月以降順次、協会の新たな被保険者証への切り替えが行われます。これらの被保険者証の切り替えの手続きは、一般の被保険者の方は会社(事業所)を通じて行われます。

被保険者証の切り替えが完了するまでは、現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。なお、切替えの期間等の具体的な内容については、今後、各種広報を通じてお知らせされる予定です。

3. 健康保険の給付はどうなるの？

医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。

4. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの？

健康保険の加入や保険料の納付の手続きは、従来と同様、最寄の社会保険事務所(社会保険庁)において、会社(事業所)を通じて行います。また、傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は協会の各都道府県支部で行いますが、職員の巡回や外部委託により、社会保険事務所等に窓口を設けることも検討されています。各都道府県における窓口の具体的な取扱いについては今後お知らせされる予定です。

なお、健康保険の給付等の申請は、来所する必要はなく、郵送で行うことができます。

5. 保険料はどうなるの？

本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。

なお、協会設立後、1年以内に、都道府県ごとに地域の医療費の反映した保険料率を設定することとなります。都道府県単位の保険料率の場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行にあたり、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講ずることとなっています。



(参考:社会保険庁HP)

ビジネスにおけるルールとマナー



ビジネスは、会社と会社、会社と人、人と人とのコミュニケーションがうまくいってこそ、はじめて成り立つものです。このコミュニケーションを円滑にするのが相手に対する“心づかい”であり“思いやり”です。ルールやマナーとは、その“心づかい”や“思いやり”が形になったものといえましょう。

知っているつもりルールとマナー。
さまざまなシーンについて、ここで再確認してみましょう。

【始業前のエレベーターで】

会社のエレベーターホールで上司と行き合わせたA君。
上司に「どうぞ」と先にエレベーターに乗ってもらい、
オフィスのフロアに到着したときに「お先に」と言って
先に出て、エレベーターのドアを外から押さえた。

正解は！

エレベーターに乗る時は、目下のものが先に乗り、中の安全を確認する。ボタンを操作しつつ、内側からドアに手を添えて「どうぞ」と目上の人を招き入れ、後ろに立つ。
出る時は、目上の人早くオフィスに到着できるように先に出ていただき、その後から続くようにする。

【忙しいときに電話がかかってきたら】

皆が忙しく働いている時、電話がかかってきた。
B子さん 「Aさん、 商事さんからお電話です」
A君 「手が離せないんだ。外出しているから
後でかけ直すと伝えておいて」
B子さん 「でも・・・」

正解は！

いくら忙しくても、居留守を使うのはご法度。
もしどうしても手が離せないのなら、「誠に申し訳ありませんが、今、少々取り込んでおりますので、後ほどかけ直させていただいてよろしいでしょうか」と先方の理解をとり改めてかけ直すのがルール。
居留守を使っているのが先方にわかってしまったら、それこそ取り返しのつかないことになるかも。

厚生年金保険料率が変わります

厚生年金保険の保険料率が、平成20年9月分(同年10月納付分)から、0.354%(坑内員・船員は0.248%)引き上げられ、15.35%(個人負担7.6757%、会社負担7.675%)となります。

今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成20年9月分(同年10月納付分)から平成21年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。



第2期分労働保険料の納期限延長

平成20年度第2期分労働保険料につきましては、例年、8月中旬に納付書が厚生労働省から送付されてきますが、本年度は労働局の作業の遅れにより、9月中旬頃に送付される予定です。

これに伴い、本年度に限り、第2期分の納期が9月30日まで延長されました。

なお、労働保険事務組合に委託されている事業所については、延長されず、9月16日が納付期限になっていますのでご注意ください。

頭の体操

$A \times B \times C + D \times E + F = P$ という式のA～Fに1から6までの6個の数を1個ずつ入れてその答えをPとします。

Fが奇数でPが偶数となるように入れるとき、Pの値をすべて答えなさい。

Fが2でPが奇数となるように入れるとき、Pの値をすべて答えなさい。



小6算数演習教材第1分冊(浜学園)より

回答はP.7の下部にあります

「基礎から学ぶ投資信託」 ~ タイミングは気にせずコツコツと

プロと呼ばれる投資家であっても、投資のタイミング(好機)を当てるのは至難の業です。安い時に買って、高い時に売れば儲かるということは頭で理解できても、実践するとなると難しいものです。そこで、『ドルコスト平均法』について、この言葉を聞いたことがある方も多いかもかもしれませんが、この手法を利用すれば、投資家は『いつ買えばいいのか?』という投資タイミングの悩みから解放されます。



ドルコスト平均法とは

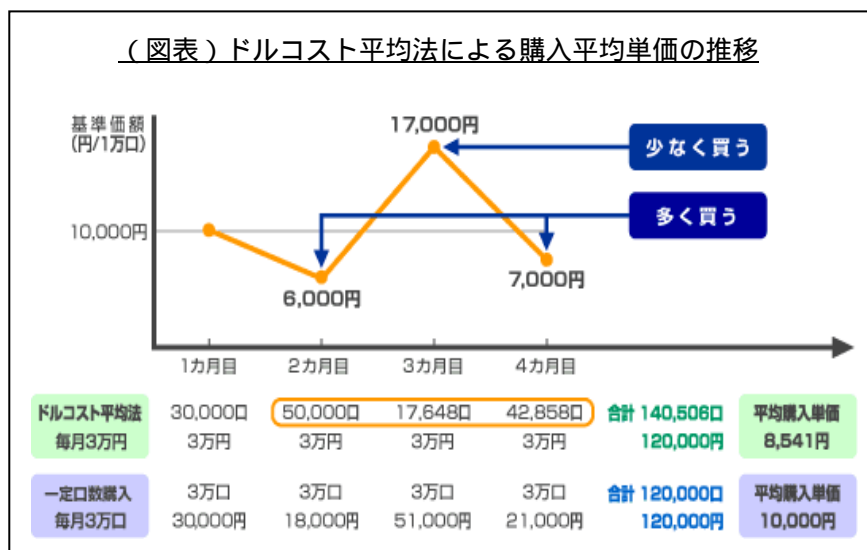
市場が上昇傾向にあるまたは下落傾向にあるにかかわらず、1ヶ月ごとのように定期的に一定金額の投資を行う戦略のことです。例えば、毎月5日にABC日本株式ファンドという投資信託を10,000円分購入していくという方法です。

これにより投資信託の基準価額が低い時にはより多くの口数の投資信託を購入でき、逆に基準価額が高い時は少ない口数になるため、投資家は平均購入コストを下げることができるのです。つまり、ドルコスト平均法は、一度に全ての投資を行なうのではなく、一定金額ずつ積み増してゆくことで、時間の分散を図り、購入コストを下げるというリスク低減の方法なのです。

ドルコスト平均法は、投資信託の購入時だけでなく、様々な投資で利用されています。例えば、株式の積立て購入「るいとう」が代表的な例です。また、導入が拡大している確定拠出年金は、毎月一定の金額で投資信託や預金商品など予め選択した金融商品を購入する仕組みですから、まさにドルコスト平均を活用した年金資金の積み立て方法といえます。

一般に、投資をしていると、上昇相場が続いている中で一時的に価格が下落した場合などに、機動的に買い付けを行うことを「押し目買い」といいますが、ドルコスト平均法を活用した投資は、このように相場の変動を機敏に捉えるような順応性は持ち合わせていません。あくまでも、相場の変動に振り回されることなく、コツコツと積立てを行いたいという人に最適な投資方法なのです。

(図表) ドルコスト平均法による購入平均単価の推移

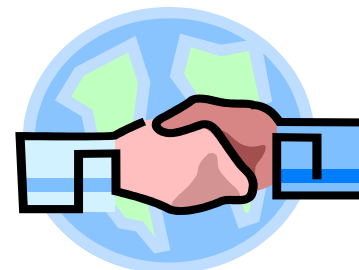


(図表)は、毎月3万円の一定額購入と毎月3万口の一定口数購入とを比較して、購入平均単価の推移を示したものです。『ドルコスト平均法』を利用することで、投資機会を分散して継続的に投資することが可能となり、高値で買い過ぎたり、安値で買い損ねたりするリスクを回避でき、購入価格のバラツキを平準化することができます。

無料相談会実施中!

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ 決算書の見方は、これがポイントだ！ ～



自社において毎年作成される「決算書」、あるいは、HP上などで公開される上場企業の決算書など、日頃さまざまな形でご覧になられたことがあると思います。もちろん、何度かその見方についてもレクチャーを受ける機会もあったかと思いますが、今一度、そのポイントについて学習されてみてはいかがでしょうか？

【予定している主な内容】

- ・決算書の基礎知識
- ・経営分析とは？
- ・金融機関は何を見ているのか？
- ・会社の財務改善のポイント など

今回は、決算書を利用して、そのおさえるべきポイントや簡単な経営分析の手法について解説させていただきます。

景気が横ばいからやや下降傾向にある中で、金融機関を中心に取引会社の与信管理が強化され、よりシビアな視点で審査されることが予測されています。そのためにも自社の強み・弱みをしっかりとおさえて対処していくことが望まれます。

是非、皆様のご参加の程お待ち申し上げます。

当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

日時	9月11日(木) 18:30～20:30 (セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)
講師	ASAK 浅岡会計事務所 所長 浅岡 和彦
場所	名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室
会費	3,000円 (会場、資料代)
定員	20名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。
申込	9月8日(月)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135・0145

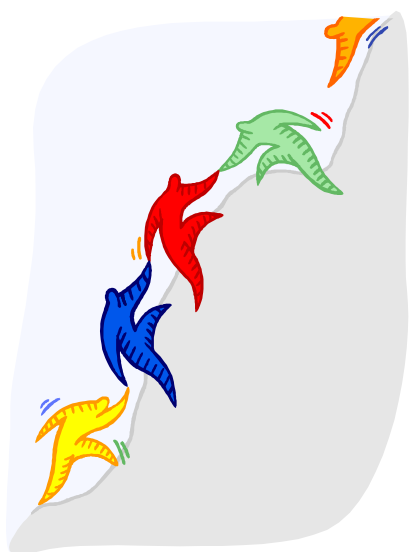


9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 9月 10日(水)
7月決算法人の確定申告	申 告 期 限 9月 30日(火)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 9月 30日(火)
1月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 9月 30日(火)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 9月 30日(火)
消費税の年税額が400万円超の1月・4月・10月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 9月 30日(火)
消費税の年税額が4,800万円超の6月・7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)	申 告 期 限 9月 30日(火)
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告	納 期 限 9月 30日(火)
労働保険料の納付(第2期分)	納 期 限 9月 30日(火)

「頭の体操」の回答 56, 64 41,79,125

今月の名言録 引きつける



磁石は鉄を引きつける。何にも目には見えないけれども、見えない力が引きつける。しぜんに鉄を引き寄せる。

人が仕事をする。その仕事をする心がけとして、大事なことはいろいろあるうけれども、やっぱりいちばん大事なことは、誠実あふれる熱意ではあるまいか。

知識も大事、才能も大事。しかし、それがなければ、ほんとうに仕事ができないというものでもない。たとえ知識乏しく、才能が劣っていても、なんとかしてこの仕事をやりとげよう、なんとしてでもこの仕事をやりとげたい、そういう誠実な熱意にあふれていたならば、そこから必ずよい仕事が生れてくる。

その人の手によって直接にできなくとも、その人の誠実な熱意が目に見えない力となって、自然に周囲の人を引きつける。磁石が鉄を引きつけるように、思わぬ加勢を引き寄せる。そこから仕事ができくる。人の助けで、できくる。

熱意なき人は描ける餅の如し。知識も才能も、熱意がなければ無に等しいのである。おたがいに一生懸命、精魂こめて毎日の仕事に打ち込みたい。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)

編集後記

この「INSIGHT REVIEW」も今回で37号をむかえ、正直言いますとよく続いているなぁと自分でも感心しています。毎月、月末になると原稿の締切で憂鬱になり、現実から目を背けたくりますが、いつも笑顔でMさんから「できましたか？」との問いかけに慌ててネジを巻いているような状況です。すべて事務所スタッフで分担して作成していますので不備も多いと思いますが、皆様にとって、より有益なものになるようにしていきたいと考えておりますので、是非とも忌憚のないご意見をお待ちしております。

なお、私事ですが、家族で8月16日から3泊4日で沖縄に行ってきました。沖縄ははじめてでしたが、天気にも恵まれて、とても素晴らしい休日でした。この写真では、カラーじゃないのできれいな海がお見せできないのが残念ですが…。

現地では、観光はほとんどせずに、ビーチサイドのホテルに滞在してマリンスポーツなどで過ごしていましたので、日焼け止めの効果もむなく、肌がいっぱらくは痛かったです。とんだ土産になりました。(浅岡 和彦)



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

